

議案第63号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年9月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の右に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

児童扶養手当法の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成22年政令第144号）が平成22年6月2日に公布され、同年8月1日から施行されたことから、加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）について所要の改正をするもの

【概要】

児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、非常勤消防団員等に年金として支給される損害補償との支給調整にかかる規定の整備をするもの（附則第5条第7項）